

京都府住宅審議会規則第 7 条第 1 項に規定する部会について（案）

今回の諮問については、京都府住宅審議会運営要綱第 6 条の規定により、下記の各部会に付議の上、各部会において集中的に調査審議を行うこととする。

記

1 京都府の住宅政策に関する部会

名 称	基本政策部会
目 的	住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項に規定する計画又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 5 条第 1 項に規定する計画を京都府（以下「府」という。）が策定又は変更するにあたり、府の住宅政策に係る課題及び方向性等に関する事項について調査審議を行う。
調査審議事項	1 府の住宅政策をめぐる状況の分析及び課題の整理に関すること 2 府の住宅政策の方向性及び施策の基本的な方針に関すること 3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及び円滑な入居に関すること
部会委員	京都府住宅審議会規則（平成 26 年 7 月 26 日京都府規則第 38 号）第 7 条の規定により会長が指名する委員及び臨時委員とする
審議期間	令和 9 年 3 月 31 日までの間で、調査審議が終了するまでの間

2 京都府の府営住宅等に関する部会

名 称	府営住宅管理部会
目 的	京都府府営住宅条例（昭和 42 年京都府条例第 10 号）第 2 条に規定する府営住宅、特別賃貸府営住宅及び特定公共賃貸府営住宅（以下、「府営住宅等」という。）の整備及び管理に関する事項について調査審議を行う。
調査審議事項	1 府営住宅等の建替に関すること 2 府営住宅等の維持、修繕その他施設管理に関すること 3 府営住宅等に係る入居、家賃、保管業務その他管理運営に関すること
部会委員	京都府住宅審議会規則（平成 26 年 7 月 26 日京都府規則第 38 号）第 7 条の規定により会長が指名する委員及び臨時委員とする
審議期間	令和 9 年 3 月 31 日までの間で、調査審議が終了するまでの間

3 京都府住宅審議会の構成

